

大分県報

令和元年
第四二二号
九月二十七日

（金曜日）

目次

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（六件）……………一

解除予定保安林（二件）……………五

道路区域の変更……………五

公告

情報公開条例運用状況……………六

個人情報保護条例運用状況……………七

准看護師試験の実施……………九

開発行為の完了……………一一

競争入札参加者の資格に関する公示……………一一

一般競争入札の実施……………一三

○告示

大分県告示第二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス森店

大分市大字皆春七百五十一番地の一

2 届出者の氏名又は名称及び住所

安部 政信

大分市大字皆春七百七十六番地の三

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

ダイレックス株式会社

代表取締役 貞方 宏司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後

ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

4 変更の年月日

令和元年五月一日

二 届出年月日

令和元年八月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間
令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項に

において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
令和元年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス別府幸町店

別府市幸町千四百十一番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ダイア企画

代表取締役 河 野 千登世

別府市西野口町十二番五号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称)ダイレックス別府幸町店

変更後 ダイレックス別府幸町店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗の名称

平成二十八年十月二十六日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

令和元年五月一日

二 届出年月日

令和元年八月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間
令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
令和元年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス中津中殿店

中津市中殿町三丁目二番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

ケイエル・リース&エステート株式会社

代表取締役 芳 野 秀 俊

東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称)ダイレックス中津中殿店

変更後 ダイレックス中津中殿店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

令和元年八月二十六日

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗の名称

平成二十七年九月十八日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

令和元年五月一日

二 届出年月日

令和元年八月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カーリーノ日田

日田市三本松二丁目七番 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社カーリーノ

代表取締役 馬 場 英 治

熊本県熊本市中央区安政町一番二号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

外一者

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

外一者

4 変更の年月日

令和元年五月一日外

二 届出年月日

令和元年八月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下

令和元年九月二十七日

大分県報（告示）

「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス佐伯店
佐伯市中の島二丁目四番三号

2 届出者の氏名又は名称及び住所
有限会社玉屋本店
代表取締役 富 山 隆 宣
佐伯市中の島二丁目四番三号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社
代表取締役 貞 方 宏 司

外一者 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社
代表取締役 多 田 高 志

外一者 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

4 変更の年月日
令和元年五月一日(ダイレックス株式会社)

二 届出年月日
令和元年八月二十六日

三 関係書類の縦覧
1 縦覧期間
令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

2 縦覧場所
大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス杵築店
杵築市杵築字北浜六百六十五―八十八 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社カーリーノ
代表取締役 馬 場 英 治

熊本市中央区安政町一番二号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

4 変更の年月日

令和元年五月一日

二 届出年月日

令和元年八月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年九月二十七日から令和二年一月二十七日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月二十七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百十二号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年九月二十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 解除予定保安林の所在場所

豊後高田市見目字長岬四〇六〇番（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百十三号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年九月二十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 解除予定保安林の所在場所

豊後高田市見目字長岬四〇六〇番（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

豊後高田市見目字長岬四〇六〇番（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
------------	-----	---------	-------	-----	----

県道三重新殿線				
豊後大野市三重町赤嶺字西方下二九一六番一〇地先から	豊後大野市千歳町下山字清戸五八七番三一地先まで	豊後大野市三重町百枝字宮山二八七五番八まで	豊後大野市三重町赤嶺字西方下二九一六番一〇地先から	豊後大野市千歳町下山字清戸五八七番三一地先まで
後			前	
C	B	A	B	A
九二・八 〇 〇	一〇一・〇 六・五	八〇・〇 八・〇	一〇一・〇 六・五	八〇・〇 八・〇
二、九一四・三	四、六〇二・〇	六、〇二〇・〇	四、六〇二・〇	六、〇二〇・〇
上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をい				

○公 告

大分県情報公開条例（平成十二年大分県条例第四十七号）第三十三条の規定により、平成三十年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年九月二十七日

一 情報公開窓口の利用状況		大分県知事 広瀬 勝貞	
区 分	利用者数	相談案内件数	
情報センター	八、六六二	五三三	
地区情報コーナー	六八四	七二	
合 計	九、三四六	六〇五	
二 公文書の公開請求者数の状況		備考	
公開請求者数	備 考	二二六 法人等を含む。	
三 公文書の公開状況			
1 対象公文書処理件数及び処理内訳			
処 理 内 訳	公開	一部公開	非公開
	存否応答拒否	公文書不存在	適用除外
五、二八三	一、六三七	三、四七三	一
三	一四七	八	一四
2 対象公文書処理件数の実施機関別内訳			
区 分	処理件数		
知 事 会 事	三、五一七		
議 会 会	〇		
教 育 委 員 会	九八六		
公 安 委 員 会	〇		
警 察 本 部 長	六七八		
選 挙 管 理 委 員 会	一〇二		
監 査 委 員 会	〇		
人 事 委 員 会	〇		
労 働 委 員 会	〇		
取 用 委 員 会	〇		
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	〇		

内水面漁場管理委員会	○
公営企業管理者	○
病院事業管理者	○
公立大学法人大分県立看護科学大学	○
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	○
大分県住宅供給公社	○
大分県土地開発公社	○
合計	五、二八三

3 苦情の申出の状況	○	備考
------------	---	----

4 審査請求の状況	件数	備考
審査請求件数	一	前年度からの継続一件
処理件数	○	

1 情報提供の状況	処理件数
情報提供申出	
区分	
情報センター	一、五七二
地区情報コーナー	四九五
警察本部窓口	一
合計	二、〇六七

2 行政資料	閲覧	資料提供	貸出し	写し交付
区分				
情報センター	三、九三〇	一、八八〇	一三六	一、七四六
地区情報コーナー	一〇二	一	一	五〇七
警察本部窓口	一	一	一	一四

(単位 件)

3 その他	合計	四、〇三二	一、八八〇	一三六	二、二六七
区分					
情報センター	インターネット情報	四四			映像情報

大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第三十六条の規定により、平成三十年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。
令和元年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 個人情報の開示請求の状況
書面による開示請求の件数及び処理状況 (単位 件)

請求件数	開示	一部開示	不開示	不存在	適用除外	取下げ
一七三	六八	一六四	一	五	一	〇

※ 請求のあった一事案を分割して複数の処分を行っているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の計は一致しない。
開示請求件数の実施機関別内訳

区分	請求件数
知事	八
議会	〇
教育委員会	八六
公安委員会	〇
警察本部部長	七五
選挙管理委員会	〇
監査委員会	〇
人事委員会	四
労働委員会	〇
収用委員会	〇

令和元年九月二十七日

大分県報（公告）

七

2		口頭による開示請求(簡易開示)の状況	
区分	試験等の名称	件数	
知事	職員採用選考	三	○
	准看護師試験	〇	○
	毒物劇物取扱者試験	七	○
	登録販売者試験	二二	○
	クリーニング師試験	二	○
	製菓衛生師試験	〇	○
	採石業務管理者試験	〇	○
	県立工科短期大学校入学試験	五	○
	職業能力開発校入校選考試験	三七	○
	技能検定試験	七	○
	職業訓練指導員試験	〇	○
	家畜人工授精講習会修業試験	〇	○
	家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会修業試験	〇	○
県立農業大学校入学試験	〇	○	
狩猟免許試験	七	○	
砂利採取業務主任者試験	〇	○	
大分県立高等学校入学者選抜	四、四八三	○	
大分県立特別支援学校(高等部及び専攻科)入学者選考	一四	○	
合計	一七三		

警察本部長	人事委員会	病院事業管理者	
大分県立中学校入学者選抜	職員採用上級試験	看護師採用選考試験	〇
警察官及び警察職員採用選考	停止処分者講習における考査(短期・中期・長期)	看護師(経験者)採用選考試験	一
警備員指導教育責任者試験	運転免許学科試験	看護師採用選考試験	六
機械警備業務管理者試験	運転免許技能試験	助産師採用選考試験	一
猟銃等講習会における考査	技能検定員審査	医療ソーシャルワーカー採用選考試験	一
教習指導員審査	職員の採用初級試験	臨床心理士採用選考試験	〇
職員の採用中級試験	職員採用中級試験		〇
職員の採用初級試験	職員採用初級試験		七
職員採用医療免許資格職試験	職員採用医療免許資格職試験		四
警察官A採用試験	警察官A採用試験		三
警察官B採用試験	警察官B採用試験		九
警察官A(女性)採用試験	警察官A(女性)採用試験		一
警察官B(女性)採用試験	警察官B(女性)採用試験		八
身体障がい者を対象とした職員採用選考	職員採用選考		〇
職員採用選考			一
看護師採用選考試験			六
看護師(経験者)採用選考試験			一
助産師採用選考試験			一
医療ソーシャルワーカー採用選考試験			一
精神保健福祉士採用選考試験			〇
臨床心理士採用選考試験			〇
合計	一五、一一六		一七六

一 試験日時	令和元年九月二十七日		大分県知事 広瀬 貞	
	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。			
二 個人情報の訂正請求の状況	合計	二〇、八六二		
	公立大学法 人大分県立 看護科学大 学	県立看護科学大学大学院入学試験 県立看護科学大学特別選抜（推薦、社会人）試験 県立看護科学大学一般選抜（前期日程、後期日程）試験	一一 二二 三四	
三 個人情報の利用停止等請求の状況	請求 件数	〇	処理 内訳	
	訂正	―	不訂正	
四 苦情の中出の状況	申請 件数	〇	処理 内訳	
	利用停止等	―	利用不停止等	
五 審査請求の状況	申請 件数	〇	備考	
	審査請求 件数	〇	備考	

令和二年二月十四日（金曜日）
午後一時三十分から午後四時まで
※試験日時は、天候、天災等のやむを得ない事由により変更される場合がある。

二 試験場所
JCOMホルトホール大分
大分市金池南一丁目五番一号

三 試験科目
人体の仕組みと働き
食生活と栄養
薬物と看護
疾病の成り立ち
感染と予防
看護と倫理
患者の心理
保健医療福祉の仕組み
看護と法律
基礎看護
成人看護
老年看護
母子看護
精神看護
受験資格

四 試験を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和二年三月までに修業する見込みの者を含む。）
- 2 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和二年三月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 3 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（令和二年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

4 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（令和二年三月までに修業する見込みの者を含む。）

5 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和二年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

6 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

7 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

五 試験方法

四 肢択一式による筆記試験

六 受験手続

1 受験願書の請求

ア 請求先

大分県福祉保健部医療政策課看護班（郵便番号八七〇―八五〇一 大分市大手町三

丁目一番一号 電話番号〇九七―五〇六―二六五四）

イ 請求方法

郵送請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と明記し、返信用封筒を同封すること。

返信用封筒は角二型とし、宛先及び郵便番号を明記の上、百四十円分の切手（複数部を請求する場合は必要相当額分の切手）を貼付すること。

ウ 請求期間

令和元年十一月一日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）まで

なお、郵送による受付は十一月二十九日（金曜日）までの消印のあるもの限り受け付ける。

エ 県外居住者はアの請求先へ電話連絡後に請求すること。

※県外居住者の受験については、会場等の都合で受け入れることができない場合があるため、事前に問い合わせること。

2 受験願書の受付期間

令和二年一月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）まで

郵送による場合は、令和二年一月十日（金曜日）までの消印のあるもの限り受け付ける。

3 受験願書の提出先

1 のアに同じ。

ア 郵送による場合は、封筒に「准看護師試験受験願書在中」と明記し、書留郵便で送付すること。

イ 持参による受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

七 提出書類

1 受験願書

本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

2 卒業（見込み）証明書

受験願書下段の卒業（見込み）証明書欄に、養成所（学校）長の証明を受けること。

3 写真票

ア 写真は出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのものを貼付すること。

イ 写真の裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。

ウ 写真票と受験票は切り離さないこと。

4 四の6に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写し（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

5 四の7に該当する者は、大分県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

八 試験手数料

六千九百円

1 大分県収入証紙六千九百円分を受験願書に貼付すること。

ア 大分県収入証紙は消印しないこと。

イ 収入印紙と間違えないこと。

2 県外の受験者は、大分県収入証紙を受験願書に貼付するか、又は郵便局が発行する定額小為替証書若しくは普通為替証書を同封し、書留郵便で送付すること。

3 受験願書を受理した後は、試験手数料は返還しない。

九 受験票の交付

1 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

2 交付の時期は、令和二年一月下旬とする（令和二年二月三日（月曜日）までに受験票が届かない場合には、十六の問合せ先まで連絡すること。）。

3 受験票は、試験当日に必ず持参すること。

十 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するもの、その他受験に際し配慮が必要な場合は、令和二年一月十日（金曜日）までに大分県福祉保健部医療政策課看護班宛て申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

十一 災害等に関する注意事項

災害等が発生した場合、試験開始時間が遅れる場合や試験が実施できない場合がある。試験が実施できなかった場合は、後日再試験を実施する。再試験については、大分県庁ホームページに掲載する。

十二 受験の無効

卒業見込み証明書で受験した者は、令和二年三月九日（月曜日）までに卒業証明書を提出すること（必着）。同日までに卒業証明書を提出しなかった者については、当該受験を無効とする。ただし、提出期限以後に卒業式が施行される場合において、事前に大分県福祉保健部医療政策課まで申出を行い、必要とする書類を提出したときはこの限りではない。

十三 合格発表

1 令和二年三月十一日（水曜日）午前十時に、合格者の受験番号を県庁舎本館一階県政展示ホールの掲示板に掲示するとともに、大分県庁ホームページに掲載する。（ホームページの掲載は、システムの都合上、多少遅れる場合がある。）

2 電話での試験結果の問合せには応じない。

十四 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

十五 試験結果の開示

この試験については、大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第四十一条の規定に基づき、以下の要領で開示を請求することができる。

1 開示の対象とする内容

総合得点

2 開示場所
大分県福祉保健部医療政策課

3 開示期間

合格発表の日から一箇月以内（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。）を除く午前八時三十分から午後五時十五分までとする。）

4 開示請求できる者

受験者本人

5 開示請求方法

受験票と運転免許証等本人であることが確認できる書類を持参すること。

6 開示方法

口頭による。

十六 試験についての問合せ先

大分県福祉保健部医療政策課看護班

大分市大手町三丁目一番一号 電話番号〇九七―五〇六一―二六五四

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

速見郡日出町大字大神字江上四千六百三十番一ほか十筆

二 開発区域の面積

九千九百九十九・七二平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

速見郡日出町大字大神四千六百四十二番地の一

株式会社アイ・エス・アイ

代表取締役 大 谷 信 行

四 完了検査年月日

令和元年九月十一日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年九月二十七日

大分県報（公告）

令和元年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

県立学校〔C〕活用授業タブレット・無線PC機器 一式

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四に規定する者に該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満である場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問い合わせ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七（五〇六）二九五七

3 申請の時期

令和元年九月二十七日から同年十月十七日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/300601isssekousim.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後二年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加させないものとする。

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 告示第二条の各号に掲げる事由に該当すると判明した場合
(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

(四) 印刷の請負にやいて、契約の履行を契約担当者の承諾を受けることなく第三条に規定し、若しくは一括して請負し、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けたりやたしを明した事象を
 2 上記の競争入札参加資格を有しなかった者、その旨を申請入札参加資格を有しない者に周知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年9月27日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の種類 県立学校ICT活用授業タブレット・無線AP機器一式
- (2) 契約期間 令和2年1月1日から令和6年12月31日まで
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 次の条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類を令和元年11月1日（金）午後5時15分までに大分県教育庁教育財務課情報化推進班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
- (4) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して競争入札に参加する者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 競争入札参加資格
 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格
- (2) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、令和元年10月17日（木）までに(3)に掲げる部局に提出すること。

- (3) 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先
 大分県会計管理局用度管財課物品調達班
 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
 電話 097-506-2957
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称
 大分県教育庁教育財務課情報化推進班
 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階
 電話 097-506-5465
 FAX 097-506-1792
- 5 契約条項を示す場所及び日時
 (1) 場所
 大分県大分市府内町3丁目10番1号
 大分県教育庁教育財務課 図面閲覧室（8階）
 (2) 日時
 令和元年9月27日（金）から同年11月6日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 入札説明書の交付場所及び日時
- 6

<p>上記5に同じ。</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県庁舎別館7階 教育庁教育財務課情報化推進班 〒870-8501 大分市府内町3丁目10番1号</p> <p>(2) 提出期限 令和元年11月6日(水) 午後5時00分</p> <p>ただし、郵送の場合は令和元年11月6日(水) 午後5時必着で上記4の部局まで提出すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎別館8階 85会議室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号</p> <p>(2) 日 時 令和元年11月7日(木) 13時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に保を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 上記2の(2)の資格を取得した者（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に保を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当す</p>	<p>る入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この入札は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受けらる。</p> <p>(2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の削減又は削除があった場合には、この契約を解除する。</p> <p>(3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Outsourcing name One set of tabletPC, wireless access point</p> <p>(2) Time limit for tender 5:00 pm 6 Nov 2019</p> <p>(3) Contact point for the notice Oita Prefectural Board of Education Education Finance Division Oita government building annex 8 F.3-10-1, Funaiichou, Oita City 870-8503 Japan Tel 097-506-5465</p>
---	---